

# 一九九一年香港人権法案条例（仮訳）

——一九九一年六月八日制定——

吉川 智

（國立錦大學日本政教研究所・助教授）

〔解説〕

## 一 香港人権法案条例の背景と問題点

一九九一年六月八日、デービッド・ウイルソン香港総督は、香港立法評議会の助言と承認により、一九九一年第五九号条例として『香港に適用される市民的及び政治的権利に関する国際規約の香港法への編入、並びに、その付帯事項及び関連事項に関する条例』、いわゆる『香港人権法案条例(Hong Kong Bill of Rights Ordinance 1991)』を制定した。さて、この人権法案条例の制定経過については、一九八九年六月三日から四日未明にかけての「天安門事件」の後遺症と、つづく一九九〇年四月四日制定の『中華人民共和国香港特別行政区基本法』と不可分の関連性があると言うことができる。なぜならば、ソ連及び東欧の社会主义諸国がそれぞれの経済問題・民族問題などにより、根本的な大

転換を迫られているとき、中国は学生及び市民による民主化運動に対して、軍隊による武力鎮圧という方法でこれに応えたのである。いわゆる「天安門事件」の発生である。この武力鎮圧は、世界中の人々が注視するなかで、平然と行われたのである。この中国人民解放軍による武力行動は、アジアのみならず世界中の多くの人々に衝撃と幻滅を与え、就中、中国への返還が決定され、然もそのための基本法づくりが同時並行して行われていた香港にとつては、正に青天の霹靂であつた。

確かに、制定された基本法第三章「住民の基本的権利及び義務」には、香港住民の権利及び自由について定められている。しかしながら、そもそも基本法制定過程の段階で見られた中国・中央政府側のあからさまな介入、即ち中国主導による基本法起草委員会委員の選出や、全てにわたり中国側が最終的且つ実質的決定権を有するよう定められている基本法規定内容（例えは、行政長官の任命権・法律制定権・司法権の限界・基本法の解釈権及び改正権など）を見る限り、香港の高度の自治権（a high degree of autonomy）は勿論のこと、香港住民の基本的権利及び自由が確實に憲法上保障されているのか否か、極めて信頼しがたいのである。

従つて、一九九七年の返還以前の現時点において、香港側がこの基本法以外に、国際的水準並の権利と自由を保障するよう人権法案条例を定めたことは、或る意味で理解できるところである。だが逆に言うならば、制定されてまだ日の浅い基本法が存在するにもかかわらず、この基本法以外の条例において、近代国家のマルクマールとも言うべき基本的人権の保障を改めて規定しなければならないという現実は、他面、基本法そのものの信頼性が極めて低いといふことを実証するものである。ここに香港住民が将来に対して有する不安と苦悩を読み取ることができる。

多くの香港住民は、制定された人権法案条例を基本法と同レベルのものと考えているようであるが、しかしながら

」には、基本法との関係及び中国サイドとの関係において多くの問題が横わっている。

法務長官のジェレミー・マッソウが「香港人権法案は香港法中で最高のものとして制定されるよう守られなければならぬ」と発言していることからも伺える如く、香港住民サイドには、人権法案条例を基本法と同レベルかもしくはそれ以上のものとして位置づける考え方が存在する。しかしながら、既に制定されている基本法は、全ての香港法に優先するもの(superior)であり、それと同レベルもしくはそれ以上の法の存在は問題があるということができる。なぜならば、法の一般常識は勿論のこと、基本法第一一条第二項で「香港特別行政区立法機関が制定するいかかる法律も、本法に抵触しない」と規定しているからである。

次に、基本法及びその他の法律の解釈権を中国人民代表大会常務委員会が有しているのに対し（基本法第八章及び第九章）、人権法案条例のみその解釈権に含まれないかのような発言が見られることには問題がある。この点については、「中国外務省の段津・報道副局長は六日の内外記者会見で、香港立法評議会が五日、国際人権規約を織り込んだ人権法を成立（八日発行）させたことに遺憾を表明、『（香港が中国に復帰する）一九九七年以降の適当な時期に、人権法を含む香港の現行法律を見直す権利を留保する』と述べた」という報告があり（平成三年六月七日・産経新聞朝刊）、香港と中国政府との考え方には根本的な相違がある。

このように、基本法を含む香港法の中で、この人権法案条例がどのような法的地位に置かれるのか、香港及び中国にとって重要な問題なのである。

人権法案条例の根拠としては、多くの異なる制定法規定及び英國コモンロー、更には一九六六年一二月一六日、国連第二回総会において採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約(the International Covenants on Civil

and Political Rights)」及び同じく「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」などが挙げられる。これらの国際規約については、香港では一九七六年以來ずっと適用されており、更にはまた、一九九七年以降における「これら」の継続した適用が、中英共同宣言にも明示されている。特に、人権法案条例中の規定文言について説明するならば、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（第一条～第二七条）」の規定文言をほぼ踏襲していることは明らかである。

ところで、人権法案条例の核とも言いうべきの「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に、現在までのところ中国は加入していない。一九九七年以降、中国主権が香港に及ぶことになるが、一地方政府が加入し自己の人权保障の重要な根拠としている国際規約に、未加入の中央政府が同意若しくは承認を与えることができるのか否か、或は一九九七年の返還時点で、香港が現在加入している国際規約は全て否定されるのか否か、否定されれば人権法案条例そのものが崩れ去ってしまうのではないか、など極めて重要な問題が底辺に横わっているのである。これは香港が従来より主として有してきた英米法の法体系が、返還後、中国の法体系にどのように組み込まれていくのかという根本問題に通じるものである。未だこれに対する明確な解答は示されていない。

## 一一 人権法案条例の内容

香港人権法案条例は、三部構成で、条文に該当するものは一二二カ条である。第一部「序言」は、人権法案条例の略称・施行期日・解釈・前法の効力・後法の解釈・非常事態における人権法案措置の制限・人権法案違反に対する司法

的救済措置・人権法案の拘束力につき規定している。第一部は、第二部の本条を理解するうえでの事前の基本的取決事項とみることができる。

第二部「香港人権法案」は、この人権法案条例の中心であり、条文形式をとり、一二三カ条を有する。その内容については既述の如く、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」中の第二部及び第三部を中心として参照されていることが理解できる。ここで各条文の項目のみを挙げるならば、差別のない権利の享受、生命に対する権利、拷問又は残忍な刑の禁止と同意なき実験の禁止、奴隸及び強制労働の禁止、身体の自由と安全、自由を奪われた者の権利、契約不履行を理由とする拘禁の禁止、移動の自由、香港から追放の禁止、裁判所の前の平等と公平且つ公開の裁判を受けれる権利、刑事被告人の権利、刑事犯罪又は刑事罰の廻避禁止、法律の前に人として認められる権利、プライバシー・家族・住居・通信・名譽及び信用の保護、思想・良心及び宗教の自由、意見及び表現の自由、平和的な集会の自由、結社の自由、婚姻及び家族に関する権利、児童の権利、公務に参加する権利、法の前の平等と法の等しい保護、及び少数者の権利が規定されている。

第二部に規定する人権の特徴は、生命・身体に関する権利及び自由、刑事手続上の人権及び思想・良心・集会の自由などが中心となっていることからも分かるように、国家による不当な人権侵害に対する危機感が主として表示されていることである。その意味で、「天安門事件」の後遺症は、未だ香港住民には大きく影響を及ぼしているということができる。

第三部「例外及び保留条項」は、第二部中の規定対する例外等を定めたものである。具体的には、軍隊勤務者及び刑施設に合法的に収監中の者の権利制限、拘禁中の少年の例外的処遇、出入国上の適用除外及び暫定的規定である。

第一部及び第三部共に、条文形式をとらなふで定められてゐる。

なお、第一部「解釈」は、英文では（一～六）までとなり、対訳の中国文では（一～七）となつていて、中国文の方が一項目多い」とが分かる。この項目は「凡在本條例中提及《公民權利和政治權利國際公約》、即提及已交存聯合國檔案的《公民及政治權利國際盟約》文件」というものであり、「市民的及び政治的権利に関する國際規約」の呼称に統一するものである。英文ではない点にても問題が無いために省略されてゐるのである。

（平成二年八月七日）

〔参考文献〕

テキストには、香港政府発行の「HONG KONG BILL OF RIGHTS ORDINANCE 1991・一九九一年香港人権法案条例（英文・中国文の両方）」を用い、併せて Government Information Services, HONG KONG 1991-A REVIEW OF 1990 を参照した。なお、訳出：劉小雲、Emily Lau, Law unto itself-Draft bill of rights seen by many as futile, FAR EASTERN ECONOMIC REVIEW, 29 MARCH 1990, pp. 10-11. Nihal Jaywick rama, Protecting Civil Liberties, Raymond Wacks ed, THE FUTURE OF THE LAW IN HONG KONG, 1989, pp. 158-163. なども参照した。

なお、香港に関する拙稿として、「一九八八年香港基本法草案について—草案内容と香港の将来」（「日本政教研究所紀要」第一四号・平成二年一月）、「中華人民共和国香港特別行政区基本法（仮訳）」（「防衛法研究」第一四号・平成二年一〇月）所収があり、またこれに付随するものとして「ポルトガル領マカオの現状と将来」（「日本政教研究所紀要」第一五号・平成二年一月）、「一国兩制の概念とその問題点」（日本法政学会「法政論叢」第一一七卷・平成三年五月）所収がある。適宜に参考した。「一九九一年香港人権法案條例（英文・中国文の両方）」入手に当りては、香港経済貿易代表部（Hong Kong Economic and Trade Office）の鄭恩賜次席代表及び大川節子 同代表補佐にお願いした。記してお礼申し上げる。

# 香港一九九一年第五九号条例

本人批准

総督 デービット・ウイルソン

一九九一年六月六日

公印位置

香港に適用される市民的及び政治的権利に関する国際規約の香港法への編入、並びに、その付帯事項及び関連事項に関する条例

立法評議会の助言と承認により、香港総督がこれを制定する。

## 第一部 序 言

### 一 条例の略称及び施行期日

- (一) 本条例は、一九九一年香港人権法案条例と称する。
- (二) 本条例は、一九九一年六月八日から、これを施行する。

### 二 条例の解釈

- (一) 本条例においては、文意上とくに必要としない限り、『条文』は、人権法案の条文を意味する。

一九九一年香港人権法案条例（仮訳）

【人權法案】は、第二部に定める香港人權法案を意味する。

【施行期日】は、本条例が実施される期日とする。

【法例】とは、本条例により改正され得る法例を意味する。

【前法例】とは、施行期日以前に制定された法例を意味する。

(二) 人權法案は、第三部の規定に服する。

(三) 本条例の解釈及び適用については、本条例の目的が、香港に適用される市民的及び政治的権利に関する国際規約の香港法への編入、並びに、その付帯事項及び関連事項について規定することにある、という事実に考慮が払われるものとする。

(四) 本条例の如何なる規定も、政府、公的機関、集団、若しくは個人が、人權法案において認められる権利及び自由を破壊し、若しくは法案に定める制限の範囲を越えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有するものと解することはできない。

(五) 法律、条約、規則又は慣習により、香港に認められ又は存する基本的人権につき、人權法案がそれらの権利を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵してはならない。

(六) 如何なる条文の見出しも法的効力を有せず、また条文の意味を変更、制限又は拡大するものではない。

### 三 前法の効力

(一) 解釈上、本条例に抵触しない全ての前法例は、その解釈が許されるものとする。

(二) 解釈上、本条例に抵触する全ての前法例は、抵触する限りこれを無効とする。

#### 四 後法の解釈

施行期日に、若しくはその後に制定された全ての法例は、その解釈が許される範囲に限り、香港に適用される市民的及び政治的権利に関する国際規約に抵触しないよう解釈されるものとする。

#### 五 非常事態

(一) 住民の生命が危機に瀕し、その非常事態の存在が公式に宣言されているときは、事態の緊急性が眞に必要とする限度において、この人権法案の措置を制限する手段が採られるが、但し、これらの手段は、法律に従つて行われるものとする。

(二) 以下の場合には、如何なる手段も第一項によらないものとする。即ち、

(a) 香港に適用する国際法上の義務に抵触する場合（市民的及び政治的権利に関する国際規約上の義務でないもの）

(b) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含む場合。

(c) 第二条、第三条、第四条(一)及び(二)、第七条、第一二条、第一三条及び第一五条を制限する場合。

#### 六 人権法案の侵犯に対する救済

(一) 裁判所又は審判所は、

(a) 本条例違反を理由とする訴がなされている裁判管轄権を有する訴訟に際し、あるいは、

(b) 人権法案侵害又は侵害の恐れがある裁判管轄権を有するその他の訴訟に際し、かような違反・侵害及び侵害の恐れに対しては救済を与え、あるいはまた、救済を命じることができる。但し、当該救済行為は、これらの訴訟に際して裁判所がこれをなす権限を有し、且つ当該状況下において適切・正当と思慮するものでなければならない。

(c) 如何なる訴訟も、これが人権法案に係わるものであることを根拠に、全ての裁判所又は審判所の裁判管轄権外のものであると主張することはできない。

## 七 条例の拘束力

(一) 本条例は、

(a) 政府及び全ての公的機関、並びに

(b) 政府又は公的機関の代表として活動する人のみを拘束する。

(二) 本項において、

『人』には、人の集団、法人又は非法人組織も含むものとする。

## 第二部 香港人権法案

### 八 香港人権法案

香港人権法案は、次の通りである。

## 第一条 差別のない権利の享受

(一) 本人権法案に認める諸権利は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位による如何なる差別もなしに、享受されるものとする。

(二) 男女は、本人権法案に定める全ての市民的及び政治的権利につき、その享受に対する同等の権利を有する。

## 第二条 生命に対する権利

(一) 全ての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。

(二) 死刑は、犯罪が行われたときに効力を有しており、且つ、本人権法案の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科すことができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によつてのみ執行することができる。

(三) 生命の剥奪が集団殺害犯罪を構成する場合には、本条の如何なる規定も、集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に基づいて負う義務を、方法のいかんを問わず免れることを許すものでない。

(四) 死刑を言い渡された如何なる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑は、全ての場合に与えることができる。

(五) 死刑は、一八歳未満の者が行つた犯罪については科してはならず、妊娠中の女子に対する執行してはならない。

(六) 本条の如何なる規定も、香港における死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されではならない。

## 第三条 捷問又は残酷な刑の禁止と同意なき実験の禁止

何人も、捷問又は残酷な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、

その自由な同意なしに、医学的又は化学的実験を受けない。

第四条 奴隸及び強制労働の禁止

- (一) 何人も、奴隸の状態に置かれまい。あらゆる形態の奴隸制度及び奴隸取引は、これを禁止する。
- (二) 何人も、強制労働の状態に置かれまい。
- (三)(a) 何人も、強制労働に服することを要求されまい。  
(b) 本号の適用上、『強制労働』には、次のものを含まない。  
(i) 裁判所の合法的な命令により拘留されている者又はこの拘留を条件付きで免除されている者に、通常要求される作業又は役務。
- (ii) 軍事的性質の役務及び良心的兵役拒否が認められる場合には、良心的兵役拒否者が法律により要求される国民的役務。

第五条 身体の自由と安全

- (一) 全ての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も恣意的に逮捕され又は拘留されまい。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われまい。
- (二) 逮捕される者は、逮捕時において、その逮捕の理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる。

- (三) 刑事上の罪で逮捕又は拘留された者は、司法権の行使が法律により認められている裁判官若しくはその他の官憲の前に、速やかに連行されるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者が拘留されるということが一般的規則であつてはならず、また釈放に当つては、裁判、司法手続上のその他全ての段階における出頭、及び必要な場合には、判決執行のための出頭を保証することを条件とする。
- (四) 逮捕又は拘留によりその自由を奪われた者は、裁判所がその者の合法性につき遅滞なく決定すること、及びその拘留が合法的なものでない場合には、その者の釈放を命じるように、裁判所において手続をとる権利を有する。
- (五) 違法に逮捕又は拘留された者は何人といえど、賠償を受ける強力な権利を有する。

#### 第六条 自由を奪われた者の権利

- (一) 自由を奪われた全ての者は、人道的に且つ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。
- (二) (a) 被告人は、例外的な事情のある場合を除き、有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応しい別個の取り扱いを受ける。
- (b) 少年の被告人は、成人とは分離されるものとし、出来るかぎり速やかに裁判に付されるものとする。
- (三) 行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を本質目的とする処遇を含む。少年の犯罪者は、成人とは分離されるものとし、その年齢及び法的地位に相応しい取り扱いを受ける。

#### 第七条 契約不履行を理由とする拘禁の禁止

何人も、契約上の義務を履行することが出来ないことのみを理由として、拘禁されない。

#### 第八条 移動の自由

- (一) 合法的に香港内に居る全ての者が、香港内において、移動の自由及び居住選択の自由についての権利を有する。
- (二) 全ての者が、香港を自由に離れることができる。
- (三) 右に述べた権利は、如何なる制限をも受けない。但し、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆衛生もしくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、且つ、本人権法案で認められる他の権利と両立するものである場合は、この限りではない。
- (四) 香港に居住権を有する者は何人も、香港に入る権利を恣意的に奪われない。

#### 第九条 香港からの追放の制限

香港に居住権は有していないが、合法的に香港に居る者は、法律に基づいて行われた決定によつてのみ、その領域から追放される。国の安全のためやむを得ない理由がある場合を除くほか、当該人は、自己の追放に反対する理由を提示すること、及び権限のある機関、又はその機関が特に指名する個人により自己の事案が再審理され事が認められるものとし、且つ、このために代理人の出頭が認められるものとする。

#### 第一〇条 裁判所の前の平等と公平且つ公開の裁判を受ける権利

全ての者が、裁判所及び法廷の前に平等である。刑事上の罪の決定若しくは裁判で係争中の権利及び義務の決定において、全ての者が、法律で設置された権限のある、独立の、且つ公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。報道機関及び公衆に対しては、民主的社會における道徳、公的秩序又は国の安全を理由として、当事者の私的生活の利益のために必要な場合において、又はその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要があると認める限度で、裁判の全部又は一部を公開しないことができる。但し、刑事訴訟

又はその他の訴訟で言い渡される判決は、少年の利益のために必要がある場合、又は当該手続が夫婦間の争い若しくは児童の後見に関するものである場合を除くほか、公開とする。

## 第一条 刑事被告人の権利

- (一) 刑事上の罪に問われている全ての者が、法律に基づき有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- (二) 刑事上の罪の決定においては、全ての者が充分平等に、次の最小限度の保障を受ける権利を有する。
  - (a) その理解する言語で速やかに且つ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
  - (b) 防御の準備のために、充分な時間と便益が与えられ、並びに自ら選任する弁護人と連絡をとること。
  - (c) 不當に遅延することなく裁判を受けること。
  - (d) 自ら出席して裁判を受け、及び自分で又は自ら選任する弁護人を通じて防御すること。弁護人を有しない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。司法の利益のため必要な場合には、その者が充分な支払い手段を有しないとき、自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。
  - (e) 自己に不利な証人を尋問し、又はこれに対しても尋問させること、並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求める。
  - (f) 裁判所において使用される言葉を理解し又は話すことのできない場合には、無料で通訳の援助を受けることができる。
  - (g) 自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと。
- (三) 少年の場合には、その手続は、その年齢及びその更生の促進が望ましいことを考慮したものとする。

(四) 有罪の宣告を受けた全ての者が、法律に基づき、自己の判決及び刑罰に対し、上級の裁判所による再審理を受ける権利を有する。

(五) 確定判決により、刑事犯の有罪が宣告され、その後に、新たな事実もしくは新しく発見された事実により、誤審のあつたことが決定的に示されたことを理由に、その有罪が破棄され又は赦免が行われたときは、その有罪判決の結果、刑罰に服した者は、法律に基づき補償を受ける。但し、その時において、知られなかつた事実につき明らかにされなかつたことの全部又は一部がその者の責めに帰すべきときは、この限りにあらず。

(六) 何人も、香港の法律及び刑事手続に従つて、既に確定的に有罪又は無罪の判決を受けた行為について、再び裁判され又は処罰されることはない。

#### 第一二条 刑事犯罪又は刑事罰の處理及禁止

(一) 何人も、実行の時に香港法律若しくは国際法により、犯罪を構成しなかつた作為又は不作為を理由として刑事犯の有罪とされることはない。また何人も、犯罪が行われた時に、適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されることはない。犯罪が行われた後に、より軽い刑罰を科する規定が法律により設けられる場合には、犯罪者はその利益を受ける。

(二) 本条の如何なる規定も、国際社会の認める法の一般原則に従い、実行時において犯罪であつた作為又は不作為を理由として、その者を裁判し処罰することを防げるものではない。

#### 第一三条 法律の前に人として認められる権利

全ての者は、法律の前に人として、如何なる場所においても、認められる権利を有する。

#### 第一四条 プライヴァシー・家族・住居・通信・名譽及び信用の保護

(一) 何人も、自己のプライヴァシー・家族・住居若しくは通信に対する、故意的に若しくは不法に干渉され、又は、自己の名譽及び信用を不法に攻撃されない。

(二) 全ての者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

#### 第一五条 思想・良心及び宗教の自由

(一) 全ての者は、思想・良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自己の選択による宗教又は信念を有し受け入れることの自由、並びに、個人的に又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び指導によりその宗教又は信念を表明する自由を含む。

(二) 何人も、自己の選択による宗教又は信念を有し受け入れることの自由を侵害するおそれのある強制を受けない。

(三) 自己の宗教又は信念を表明する自由は、法律の定める制限であつて、且つ、公共の安全、公的秩序、公衆衛生、若しくは道徳又は他の者の基本的権利及び自由を保護するために必要である制限にのみ服するものとする。

(四) 父母、及び場合によつては法定後見人が、自己の信念に従つて、その児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由は、尊重されるものとする。

#### 第一六条 意見及び表現の自由

(一) 全ての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。

(二) 全ての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書若しくは印刷、芸術の形態、若しくは自己の選択によるその他の伝達方法を通じて、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求

め、受取り且つ伝達する自由を含む。

(三) 本条第二項に定める権利行使には、特別の義務及び責任を伴う。従つて、この権利行使には、一定の制限を課すことができる。但し、これらの制限は、法律により規定され、且つ、次の目的のために必要とされるものに限る。

- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公的秩序、公衆衛生、若しくは道徳の保護

#### 第一七条 平和的な集会の権利

平和的な集会の権利は、認められる。この権利の行使については、法律の定める制限であつて、国の安全又は公共の安全、公的秩序における利益と、公衆衛生又は道徳の保護、又は他の者の権利及び自由の保護のため、民主的社會において必要である制限以外の如何なる制限をも課すことが出来ない。

#### 第一八条 結社の自由

- (一) 全ての者が他の者と共に、結社の自由に関する権利を有し、この権利には、自己の利益保護のために労働組合を結成し及びこれに加入する権利を含む。
- (二) この権利行使については、法律で定め、且つ、国の安全又は公共の安全、公的秩序における利益と、公衆衛生又は道徳の保護、又は他の者の権利及び自由の保護のため、民主的社會において必要である制限以外の如何なる制限をも課すことが出来ない。本条は、この権利の行使において、軍隊及び警察の構成員に対し合法的な制限を課することを妨げるものではない。

(三) 本条の如何なる規定も、香港に適用される結社の自由及び団結権の保護に関する一九四八年の国際労働機関の条約に規定する保障を阻害するような立法措置を講じること、又は同条約に規定する保障を阻害するような方法により法律を適用することを許すものではない。

#### 第一九条 婚姻及び家族に関する権利

- (一) 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。
- (二) 婚姻をすることのできる男女が婚姻をし家族を形成する権利は、認められる。
- (三) 如何なる婚姻も、婚姻を行うという両当事者の自由且つ完全な合意なしには成立しない。
- (四) 両当事者は、婚姻中及びその婚姻解消時において、婚姻に係わる等しい権利と責任を有する。婚姻解消の場合には、児童に対する必要な保護のための措置がとられる。

#### 第二〇条 児童の権利

- (一) 全ての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的又は社会的出身、財産又は出生による如何なる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であつて、その児童の家族、社会及び国の保護措置に対する権利を有する。
- (二) 全ての児童は、出生後直ちに登録され、且つ、氏名を有する。

#### 第二一条 公務に参加する権利

- 全ての永続的住民は、第一条(一)に規定する如何なる差別もなく、且つ不合理な制限なしに、次のことを行う権利と機会を有する。

- (a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、公務に参与すること。
- (b) 一般的且つ平等な選挙権により、然も秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票及び選挙されること。
- (c) 一般的な平等条件に従い、香港における公務に立ち入ること。

### 第二二条 法の前の平等と法の等しい保護

全ての者は、法律の前に平等であり、如何なる差別もなしに、法律の等しい保護を受ける権利を有する。この点で、法律は、あらゆる差別を禁止し、及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見又はその他の意見、国民的又は社会的出身、財産、出生若しくはその他の地位を理由とする差別に対する対しては、平等で且つ効果的な保護を全ての人々に保護する。

### 第二三条 少数者の権利

種族的、宗教的又は言語的少数民族に属する者は、その集団の他の構成員と共に、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰し実践し、又は自己の言語を使用する権利を拒否されない。

## 第三部 例外及び保留条項

### 九 軍隊及び行刑施設に収監中の者

香港の外務について責めを有し、政府の軍隊で役務する構成員及び隊員、並びに如何なる性格を問わず、行政施設に合法的に収監中の者は、軍事規律及び拘禁規律が定める制限に服する。

## 一〇 拘禁中の少年

適切な行刑施設を欠く場合、又は成人と少年との混成が相互に有益である場合には、第六条(二)(b)及び同(三)は、成人と分離して収監されている拘禁中の少年には求められない。

### 一一 出入国法例

香港に出入国の権利を有しない者については、本条例は、香港への入国、滞在、及び出国を定める出入国法例、並びに同法例の適用に効力を有しないものとする。

### 一二 居住権を有しない者

第九条は、香港に居住権を有しない者を国外追放とする決定につき、再審の要求を与えるものではなく、またこの目的のために、権限のある機関に、代理人を送る権利を与えるものではない。

### 一三 行政評議会と立法評議会

第二一条は、香港の選出された行政評議会又は立法評議会の設立を必要としない。

### 一四 暫定的な保留条項

- (一) 発効日より一年間は、本条例は別表に掲げられる各法例によるものとする。
- (二) 本条例は、発効日より一年以内では、別表に掲げられた条例に基づき、下記の事項につき効力を有しない。
  - (a) 既になされた行為（裁量権の行使により既になされた行為も含む）。
  - (b) 授権され、或は法の命する、または裁量権の行使により生じる不作為。
- (三) 立法評議会は、発効日より一年以内において、決議により以下に掲げる目的の全部又は幾つかにより、本条項

を改正することができる。

(a) 発効日から一年経過して後の次の一年の間、別表に掲載された諸条例のうち、改正により詳細が明記された条例に本条例が服する旨規定する場合。

(b) 別表に掲げられた条例で、改正により詳細が明記された条例に基づき、発効日から二年経過するまでの間、本条例が下記の事項につき效力を有しない旨規定する場合。

- (i) 既になされた行為（裁量権の行使により既になされた行為をも含む）。
- (ii) 授権され、或は法の命ずる、または裁量権の行使により生じる不作為。
- (c) 本号の廃止の場合。

(四) 本号において、条例の参照は、その条例に基づき行われる補助的立法に対する参考を含む。

(五) 本号は、第三号に係わらず機能する。

#### 別表 第一四号(一)及び(二)の適用する条文

出入国条例(Cap. 一一五)

社団条例(Cap. 一五一)

刑事犯罪条例(Cap. 一一〇〇)

賄賂防止条例(Cap. 一一〇一)

賄賂に対する独立委員会条例(Cap. 一一〇四)

〔補 遺〕

香港では、平成三年九月一五日、初の香港立法評議会議員の直接選挙が行われた。従来、香港における議員選出は任命制によるものであったが、昨年四月四日の『中華人民共和国香港特別行政区基本法』制定に伴い、段階的にではあるが、直接選挙による選出という方法が採用された。

さて、香港立法評議会の全議席数は六〇である。その内訳は、職能団体別の議席数二二（九月一二日決定済）・香港政府により指名される議席数一八などである。なお、今回の直接選挙により選出された議席数も一八である。

ところで、この一八議席を巡り、九選挙区（定数各二）で争われた。この選挙に一四の政党・団体から三五人、無所属一九人の計五四人が立候補した。これを主たる政党別で見るならば、「港人治港」を主張する『香港民主同盟』系が二〇人、中国支持の労働団体『香港工会』系が一三人、という状況であった。結果的には、香港系が一八議席中一五議席（香港民主同盟一二議席・滙點二議席・民主民生協進会一議席）を押え、残り三議席はいずれも無所属であり、然もその内の二議席は民主派といわれ、唯一中国派と目されるのは僅か一議席にすぎなかつたのである。

今回の直接選挙は、既に指摘されている如く、全議席の三分の一も満たない少数の議席を争う選挙であった。最終投票率も三九・一五%と当初の予想を大幅に下回り、一般的にシラケムードであつたと報告されている。

しかしながら、他方、この選挙は香港史上初めて住民の直接投票によるものであったこと、また六年後にせまつた中国への香港返還に対し、香港住民の眞の意思を問うことが出来るという点で、多くの人々の関心を引いたのは事実

である。中国への返還を目指して、香港に対する中国政府のあからさまな威圧もしくは介入が及ぶにつけ（事実、此の度の選挙においても、選挙区などの決定につき中国側の介入があった）、香港住民の表面的な中国支持と本音の部分での中国批判、即ち『面従腹背』という本質的性格がはっきりと示された選挙であったということができる。

但し、香港住民の『面従腹背』という性格が一方で存在するなか、現実には空港建設をはじめとする投資総額一二七〇億香港ドル（約一兆一八六〇億円）にのぼるプロジェクト計画、即ち「港湾空港開発戦略（Port and Airport Development Strategy=PADS）」が決定され、稼動し始めている。おとも稼動するといつても、いわゆる巨大プロジェクトの財源について、中国・英国及び香港政府いずれも相互に歓迎し合っているものと言えず、現実的には多くの問題点を抱えている。

香港においては、一九八九年六月の『天安門事件』の影響が未だ消滅しておらず、昨年、全香港住民の約1%に当る人々（六一八万人）が外国に流出した。然も、そのうちのさらに1%は、高度の教育を受け、かつ実業家として将来が期待されていた者達であった、といふことである。二一世紀に向けて日本に近接する香港を考えるとき、これは我々に多くの問題を提供してくれる。即ち、冷戦構造終結後の新たな世界秩序の中で、中国共産主義の行方については今後どのようにいくのか、一つの異なる政治・経済制度（一国両制）の現実的可能性についてはどうなのか、香港住民の基本的人権は現実に保障されるのか、さらにはポルトガル領マカオ及び海峡を挟んだ台湾の将来はいかなるものかなどである。アジアに位置し、然も地理的に隣接し、かつ経済的にも深い関わりを有する日本にとり、これらは全て無視するのやしない重要な問題である。

September 1991, pp. 19—20. Stacy Mosher, The governor's men——Low-key professionals named to Legislative Council, FAR EASTERN ECONOMIC REVIEW, 3 October 1991, pp. 11—13. 香港經濟評論

(平成11年 11月11日)